

令和4年度第1回地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会 次第

日 時 令和4年7月19日(火) 19時00分から  
場 所 静岡市立静岡病院12階 講堂

- 1 開 会
- 2 委員委嘱
- 3 保健衛生医療統括監挨拶
- 4 委員等の紹介
- 5 委員長選出及び委員長挨拶
- 6 職務代理者選出
- 7 議 事
  - (1) 令和4年度評価委員会スケジュール等について(資料1)
  - (2) 令和3年度業務実績及び自己評価について(資料2)
  - (3) 第2期中期目標期間業務実績(見込)及び自己評価について(資料3)
  - (4) 第3期中期目標素案について(資料4、5、6)
- 8 閉 会

配付資料

- 資料1 評価委員会スケジュール等について  
資料2 令和3年度業務実績報告書の概要について  
資料3 第2期中期目標期間業務実績(見込)報告書の概要について  
資料4 中期目標について  
資料5 第3期中期目標素案  
資料6 第2期中期目標と第3期中期目標素案の対比について

- 参考資料1 地方独立行政法人法等  
参考資料2 令和3年度決算について  
参考資料3 令和3年度財務諸表等  
参考資料4 令和3年度業務実績報告書  
参考資料5 第2期中期目標期間業務実績(見込)報告書  
参考資料6 第2期中期目標  
参考資料7 持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン(令和4年3月29日付け総務省自治財政局長通知)

地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会 委員名簿  
 (五十音順、敬称略)

令和4年4月1日現在

氏 名	所属・役職等
青山 武 (あおやま たけし)	島田市立総合医療センター 病院事業管理者
久朗津 尚代 (くろうづ ひさよ)	市民委員
杉原 賢一 (すぎはら けんいち)	公認会計士・税理士
福地 康紀 (ふくち やすのり)	一般社団法人静岡市静岡医師会 会長
藤本 健太郎 (ふじもと けんたろう)	静岡県立大学経営情報学部 教授
望月 篤 (もちづき あつし)	一般社団法人静岡市清水医師会 会長

1 各年度における評価委員会の役割

設立団体の長が下記の職務内容を行う際に、設立団体の長に対して意見を述べる

計画期間	年度	職務内容				
		中期目標の策定	中期計画の認可	年度評価	計画期間見込評価	計画期間評価
第2期	令和3年度			○		
	令和4年度	○	○	○	○	
第3期	令和5年度			○		○
	令和6年度			○		
	令和7年度			○		
	令和8年度	○	○	○	○	

2 令和4年度 評価委員会日程

- 第1回評価委員会（令和4年7月19日（火））  
内容：令和3年度業務実績評価、第2期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間の業務実績評価等について
- 第2回評価委員会（令和4年7月26日（火））  
内容：評価案のまとめ、第3期中期目標素案について
- 第3回評価委員会（令和4年10月12日（水））  
内容：第3期中期目標案の確定、第3期中期計画素案について
- 第4回評価委員会（令和4年12月14日（水））  
内容：第3期中期計画素案について
- 第5回評価委員会（令和5年1月24日（火））  
内容：第3期中期計画案の確定について

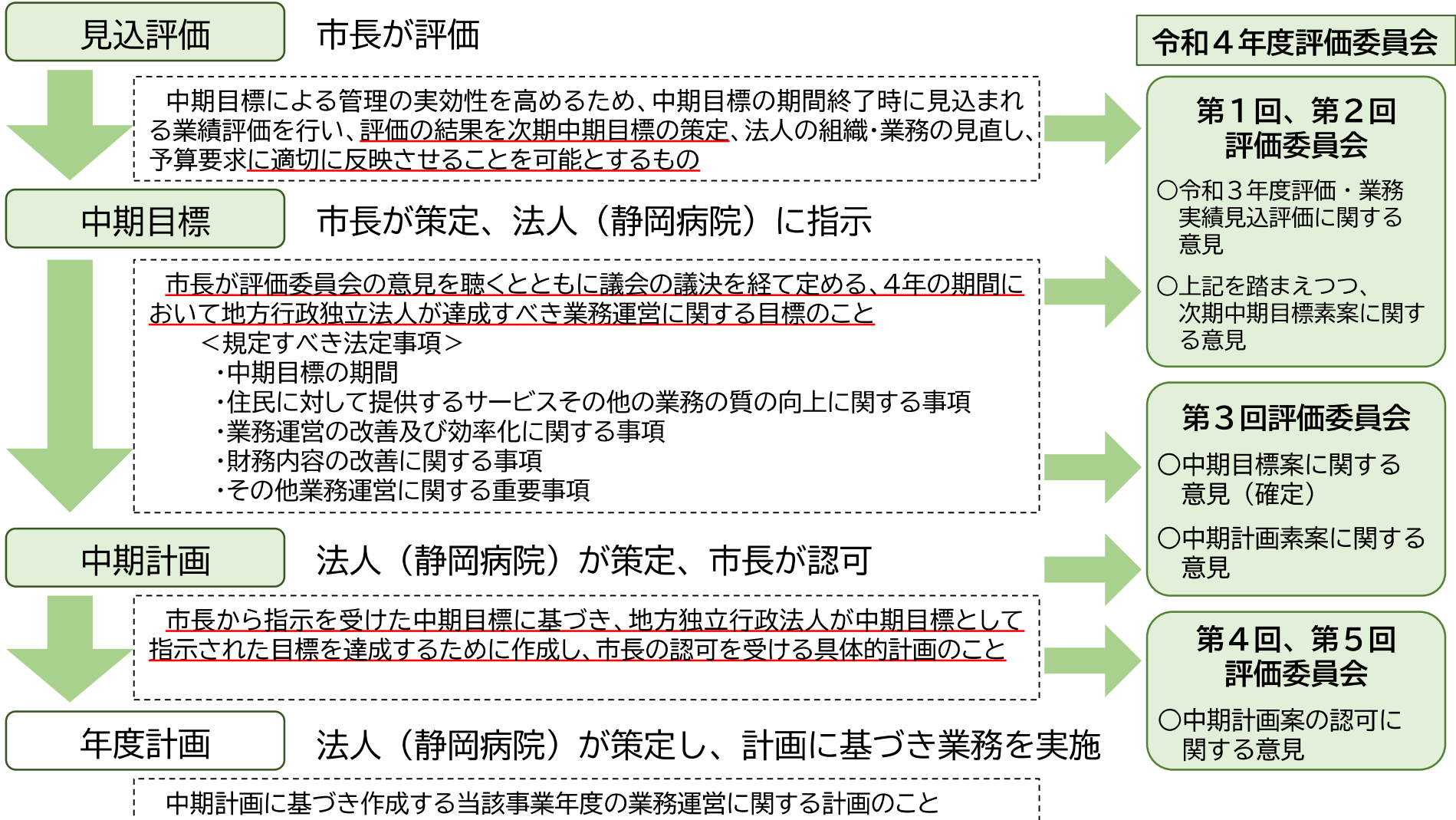
3 令和4年度 市議会等全体スケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市議会等			★ 9月議会 【評価(諸般の報告)】		★ 11月議会 【中期目標議案】				★ 2月議会 【中期計画議案】
経営会議等		● 8/9 重要政策検討会議		● 10/24 経営会議					
市長相談等		● 8/5 市長報告・相談 (評価案/中期目標素案)		● 10/17 市長報告・相談 (中期目標最終案、中期計画素案)		● 12/27 市長報告 (中期計画最終案)			
地方独立行政法人 静岡市立静岡病院 評価委員会 保健福祉長寿局	● 7/19 第1回	● 7/26 第2回	↔ 8/24~9/24 意見公募期間(パブコメ)	● 10/12 第3回		● 12/14 第4回	● 1/24 第5回		

(2) 地方独立行政法人制度におけるPDCAサイクルの仕組みについて (地方独立行政法人法)

地方独立行政法人制度

- 地方独立行政法人制度とは、地方公共団体が直接行っている公立病院等の地方公営企業等について、地方公共団体とは別の法人格を持つ地方独立行政法人を設立し、より効果的・効率的な行政サービスの提供をする制度
- 法人の業務の効率的・効果的な実施を実現するため、法人運営は法人の自律性を基本とし、中期的な観点に立っている。



### (3) 年度評価・評価基準について (地方独立行政法人静岡市立静岡病院の年度評価に係る実施要領)

## 1 項目別評価（小項目評価）

### (1) 法人による小項目自己評価

法人は中期計画に定めた小項目ごと自己評価を行う。自己評価に使用する業務実績報告書は、できる限り具体的かつ定量的に記載するとともに、特色ある取組、法人運営や事業実施に当って工夫したこと、今後の課題などを積極的に記載する。

#### [小項目評価基準]

<b>S</b>	当該法人の業績向上努力により、年度計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
<b>A(標準)</b>	年度計画における所期の目標をおおむね達成していると認められる。
<b>B</b>	年度計画における所期の目標を下回っており、必要に応じて、改善を求める。
<b>C</b>	年度計画における所期の目標を大幅に下回っている、又は業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

※「困難度」法人を取り巻く環境の変化等により、所期の計画の達成が困難な小項目については、「困難度」を「高」と設定することとする。なお、困難度「高」と設定した項目については、評価を一段階引き上げることができる。

※「細目自己評価」小項目自己評価を行うにあたり、その自己評価の理由をより明確にするため、必要に応じて、小項目の業務内容を細目に区分し、実施した取組、業務実績及び自己評価を記載する。

#### [細目評価基準]

	目標値のある項目	目標値のない項目
<b>s</b>	計画の水準を上回る実績（目標値に対し115%以上の実績）	計画の水準を上回っている
<b>a(標準)</b>	計画の水準を満たす実績（目標値に対し95%以上115%未満の実績）	計画の水準を満たしている
<b>b</b>	計画の水準を下回る実績（目標値に対し75%以上95%未満の実績）	計画の水準を下回っている
<b>c</b>	計画の水準を大幅に下回る実績（目標値に対して75%未満の実績）	計画の水準を大幅に下回っている

法人の業務実績のうち、重点的に実施した取組や、特に重要な業務実績を「重点項目」と設定することとする。

### (2) 市長による小項目評価

市長は、法人から提出された業務実績報告書に基づき、年度計画に定めた小項目ごとに、その実績に対する評価を行う。評価に当たっては、目標値や前年度実績値と当該年度実績値との比較だけでなく、計画を達成するための取組等についても考慮し、総合的に評価することとする。

市長が、法人の自己評価と異なる評価をする場合は、その理由を示すほか、必要に応じて特記事項等を付すこととする。評価基準は1（1）の評価基準と同様とする。

## 2 全体評価

市長は、項目別評価を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、総合的な評価を記述式により行う。

## (4) 中期目標期間終了時見込評価・評価基準について (地方独立行政法人静岡市立静岡病院の中期目標期間見込評価に係る実施要領)

### ○ 中期目標期間終了時見込評価とは

中期目標による管理の実効性を高めるため、中期目標の期間終了時に見込まれる業績評価を行い、評価の結果を次期中期目標の策定、法人の組織・業務の見直し、予算要求に適切に反映させることを可能とするもの

## 1 項目別評価（小項目評価）

### (1) 法人による小項目自己評価

法人は当該中期目標期間中に市長が行った年度評価を踏まえ、中期計画に定めた小項目ごと自己評価を行う。

評価については、その評価理由を示すほか、必要に応じて特記事項等を付すこととする。また、最終年度に予定される事業等において、特に評価に影響を与えると認められる事項等がある場合は、当該事項を考慮して評価を行う。

#### [小項目評価基準]

S	当該法人の業績向上努力により、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期計画の実施状況が所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
A(標準)	中期目標の期間の終了時に見込まれる中期計画の実施状況が所期の目標をおおむね達成していると認められる。
B	中期目標の期間の終了時に見込まれる中期計画の実施状況が所期の目標を下回っており、必要に応じて、改善を求める。
C	中期目標の期間の終了時に見込まれる中期計画の実施状況が所期の目標を大幅に下回っている、又は業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

### (2) 市長による小項目評価

市長は、法人の自己評価に基づき、当該中期目標期間中に行った年度評価も踏まえ、中期計画に定めた小項目ごとに、中期計画の実現に向けた進捗状況について評価を行う。

評価については、必要に応じて特記事項等を付すこととする。また、最終年度に予定される事業等において、特に評価に影響を与えると認められる事項等がある場合は、当該事項を考慮して評価を行う。

## 2 全体評価

市長は、項目別評価を踏まえ、中期計画の全体的な進捗状況について、総合的な評価を記述式により行う。

## 令和3年度業務実績報告書の概要について

<細目評価基準>		目標値の設定あり	目標値の設定なし	<小項目評価基準>	
s	計画の水準を上回る実績（目標値に対し115%以上の実績）		計画の水準を上回っている	S	年度計画の所期の目標を上回る成果が得られている
a	計画の水準を満たす実績（目標値に対し95%以上115%未満の実績）		計画の水準を満たしている	A	年度計画の所期の目標をおおむね達成している<標準>
b	計画の水準を下回る実績（目標値に対し75%以上95%未満の実績）		計画の水準を下回っている	B	年度計画の所期の目標を下回っている
c	計画の水準を大幅に下回る実績（目標値に対して75%未満の実績）		計画の水準を大幅に下回っている	C	年度計画の所期の目標を大幅に下回っている

小項目	第2期中期計画 (計画期間:令和元年度～令和4年度) <H31.3策定>	令和3年度計画 <R3.3策定>	令和3年度業務実績報告書 <R4.6提出>			評価委員会の意見		(参考) 前回 R2 評価
	業務概要	【目標値】・ [主な参考値]	業務実績 <新型コロナの影響>	自己評価 細目 小項目		内容	委員会 評価	
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置								
1 静岡病院が担うべき医療								
1	(1)地域の特性に配慮した医療の確立と提供	・近隣医療機関との役割分担・連携の下、市民が必要とする急性期医療・高度急性期医療の提供	【紹介率】 87.0% 【逆紹介率】 135.9%	○紹介率は86.6%と前年度(86.4%)の水準を維持、逆紹介率は140.0%と目標値を上回る結果 ・新型コロナウイルス感染者や緊急性の高い患者対応のため、総合相談センターを中心に入院支援の強化 ・「イーツーネット」「ふじのくにねっと」等の利用による病病、病診連携の取組を実施 <患者受入れの一部制限、後方病院等でのクラスター発生>	a	A		A
2	(2)救急医療	・断らない救急医療をモットーに、軽症の患者から重症の救急搬送患者、さらに他の医療機関で受入困難とされた患者まで、24時間365日体制での対応 ・「医の原点」である救急医療の継続的かつ安定的に提供のため、より多くの患者受入れのための適切な病床管理、必要な医師及び医療スタッフの確保などの医療提供体制の整備	【救急搬送患者数】 市内最多 【重症患者受入実績(DPC救急医療係数)】 県内最大値	○救急搬送患者数は5,759人と市内最多、重症患者受入実績(DPC救急医療係数の偏差値)は66.0と県内最大値を達成 ・静岡地域5公的医療機関の受入割合は26.9%、救急搬送患者応需率は97.5%と、断らない救急の実践 ・不応需事例について、毎月の救急業務委員会において妥当性を検証 <コロナ専用病床確保による一般及び救急患者受入病床の減少> ・広域の救急当番を対応、救急救命士の実習受入れ等救急医療に係る関係機関との連携を実施	a	A		S
3	(3)感染症医療	・県内唯一の第一種感染症指定医療機関の役割を果たすため、施設・設備の整備点検、人員の確保、防護服の着脱訓練等の実施など、感染症患者を常時受け入れられる体制の維持 ・患者発生を想定した合同訓練等への協力など、院外の各関係機関との連携強化に係る取組の実施		・通常の看護体制とは別に24時間365日受け入れ可能な体制を維持 ・防護服の着脱指導や訓練による院内感染対策の徹底 ・全職員を対象とした院内感染対策講演会を年2回開催(延べ2,072人参加) ・各医療機関と、新型コロナ感染対策の相互カンファレンスによる指導や情報の共有 ・県のFICT(ふじのくに感染症専門医協働チーム)や県病院協会等からの要請に応じた医師や看護師の派遣協力 ・第一種感染症指定医療機関として、重症患者中心に積極的に感染患者の受入れ、治療を実施(入院患者数323人) ・COVID-19対策本部を中心に適宜会議を開催、迅速な意思決定により対応 ・科学的知見を踏まえた、適正な感染対策の実施	s	S		S
4	(4)周産期医療・小児医療	・ハイリスク症例の受入れや近隣専門病院等と連携した質の高い周産期管理の実施		・前年度に一部制限していた里帰り分娩を再開し、前年実績(123件)を上回る分娩件数(154件)の増加 ・必要に応じ分娩時に小児科医師が立ち会う等、24時間適切な医療を提供できる体制の維持	a	A		A
5	(5)災害時医療	・大規模災害発生に備えた、災害時医療訓練の実施、非常電源や水源確保のための設備管理や食糧等の備蓄管理		・コロナ禍のため院内総合防災訓練を講習会に変更し開催 ・緊急連絡メール登録を推進し、登録率が前年度実績である95.0%から97.3%に向上 ・燃料タンクの更新、非常用発電機の送電経路の改修 ・医薬品、非常食等、備蓄品の更新 ・熱海市伊豆山土石流災害時における、県の「DMAT調整本部」への参加、静岡県看護協会の要請による看護師(災害支援ナース)の派遣と、理学療法士による現地での健康相談・医療処置等への参加 ・職員の意識啓発のため、防火出前講座の開催(4病棟で実施) <国県等の研修や訓練(DMAT)の一部中止>	a	A		A
6	(6)高度医療・専門医療	・「ハートセンター」を中心とした最先端の心臓・血管治療 ・地域の中心的な役割を担うための疾患別ネットワーク等による病診連携・病病連携の推進 ・治療実績や高度医療機器を生かした手術、放射線治療、化学療法を組み合わせた集学的がん治療の提供		・心臓・血管疾患について、疾患別地域連携バスの活用強化、各診療実績は前年度水準を維持 ・がん治療について、豊富な診療実績やPET/CT等を生かした手術、放射線治療、化学療法を組み合わせた集学的治療の実施、各診療実績は高水準を維持 ・就労支援相談会(がん相談支援センターとハローワークの共催)を毎月開催し、仕事と治療の両立等に向けた就労支援の実施	a	A		S
2 地域の医療機関等との機能分化及び連携強化								
7	(1)地域における診療機能と役割	・病診連携による紹介率、逆紹介率の向上、患者の状況に応じた入退院支援の実施	【紹介率】 87.0% 【逆紹介率】 135.9%	○紹介率は86.6%と前年度(86.4%)の水準を維持、逆紹介率は140.0%と目標値を上回る結果 ・静岡市静岡医師会、静岡市清水医師会等の連携のもと、疾患別地域連携バスを推進 ・入院患者の様々な問題を早期に把握し、退院後の療養の場で安心して生活が送れるよう、看護師や薬剤師等による入退院支援を実施	a	A		A

小項目	第2期中期計画 (計画期間:令和元年度～令和4年度) <H31.3策定>	令和3年度計画 <R3.3策定>	令和3年度業務実績報告書 <R4.6提出>		評価委員会の意見		(参考) 前回 R2 評価	
	業務概要	【目標値】 [主な参考値]	業務実績 <新型コロナの影響>	自己評価 細目 小項目	内容	委員会 評価		
8 (2)行政機関、在宅医療・介護との連携強化	・在宅医療等への円滑な移行のため医療、福祉、保健サービス等を活用した質の高いケアマネージメントの提供		・静岡市が運営する新型コロナワクチン集団接種会場に従事する医師、看護師、薬剤師の日程調整を行い、大きな課題となっていたワクチン接種業務を担う医療職の確保に協力、迅速な接種体制の構築に貢献 (実績:医師 延べ904回、看護師 延べ1,207回、薬剤師 延べ104回) ・高齢者施設等における感染対策の現地指導を実施 ・訪問同行研修(在宅医等要請研修事業、静岡市静岡医師会主催)への参加や救急救命士の実習受入れ等、行政機関との情報共有、連携強化に係る取組を実施 ・市内高校生を対象とした「高校生向けキャリア形成支援事業」(静岡市主催)における医師の取材協力	s	S			A
3 市民・患者の視点に立った医療サービスの提供								
9 (1)患者中心の医療の提供	・医療行為に係る情報提供と説明責任、セカンドオピニオンを受けられる体制の整備		・インフォームドコンセントの徹底、総合相談体制の整備、病棟薬剤師の配置、きめ細やかな栄養指導、セカンドオピニオンの実施など患者中心の医療の提供 ・継続的なリハビリテーションを提供するため、土日、祝祭日の実施回数を増やし、延べ患者数2,364人(前年度771人)に対応	a	A			A
10 (2)市民への情報発信と公益に資する取組	・病院の診療情報等の情報発信、市民向けセミナーや体験講座の開催、がん教育の推進		・ウェブサイト、広報誌、パンフレットなどによる情報発信 ・各種メディアを活用した市民向け新型コロナウイルス感染症に関する情報発信 ・妊婦等を対象とした、マザークラス・ペアレントクラスの動画配信を新たに開始 ・静岡市教育委員会と連携した中学生対象のがん教育は、新たに特別支援学校を含めた7校で8日間、12講義を実施(前年度比4講義増) ・市民を対象とした静岡病院出前講座は、延べ256人(前年度157人)が参加 ・市民公開講座「からだ」の学校、病院体験セミナーは開催中止 <感染予防のためイベントの中止>	a	A			A
11 (3)患者ニーズの把握及び迅速な対応	・患者ニーズの把握に努め、対応策や改善策を迅速、的確な実施による患者満足度の向上		・提案箱に寄せられた意見を、患者意見等検討・改善部会で確認し、来院者のニーズや病院に対する評価を把握し、改善に向けた取組を実施 ・患者満足度調査での「満足以上とした割合」が81.5%と前年度実績(87.1%)を下回り、課題について多職種連絡委員会を中心に検討 ・フリーWi-Fi設備の更新による、館内Wi-Fiのエリア拡張と通信の安定性を向上	b	B			B
12 (4)接遇に対する職員の意識向上	・病院の基本理念・基本方針の徹底や職員の接遇能力の向上 ・患者に対する相談窓口での親身な対応や、診察時における患者への丁寧な説明の徹底	【患者満足度(接遇)】 89.0%以上	○接遇に関する患者満足度調査結果は82.5%と目標値(89.0%以上)を下回り、担当部署を中心としたワーキングにて次年度の取り組みを検討 ・院内接遇研修は院内講師による「共感的コミュニケーション」を中心に開催し、延べ1,156人(参加率79.9%)が受講	b	B			A
4 組織力を生かした診療体制								
13 (1)部門を超えた連携の強化	・各職種が専門性を最大限に発揮するための、院内の連携を一層推進する取組の実施		・多職種によるカンファレンスを実施、部門連絡会等で情報を共有 ・多職種による診療計画書策定など院内連携の取組を実施	a	A			A
14 (2)チーム医療	・多職種連携の医療チームを編成し、専門的で質の高い医療の提供		・多職種の医療チームによる専門的な医療の提供 ・電子カルテシステム更新に伴い、栄養管理機能の新規導入による低栄養ハイリスク患者の抽出等、効率的な管理体制を整備	a	A			A
5 安心・安全な医療の提供								
15 (1)医療安全対策	・医療事故や院内感染の発生・再発防止のための取組の実施 ・院内でのトラブル対応のための暴言・暴力対策の実施	【医安研修参加率】 95.0%	○全職員を対象とした医療安全研修を開催し、前年度を上回る延べ2,073人(参加率92.7%)が受講 ・転倒転落予防研修会やインスリン勉強会などの開催、あんぜん情報誌(院内報)の発行等により、医療安全に係る職員の意識づけ、発生・再発防止への取組を実施 ・保安員2名の配置等により院内の患者トラブルや悪質クレームへの対応を実施 ・院内暴言・暴力対策研修の開催	a	A			A
16 (2)法令・行動規範の順守(コンプライアンス)の徹底	・行動規範、職業倫理の確立と、関係法令の遵守等の適正な業務運営の実施		・事務職員を対象に、「契約事務・内部統制研修」を開催 ・施設基準の適合性について、関連部署によるセルフチェックを実施 ・個人情報保護委員会にて「院内での医療映像等の取得及び利用」を見直し、管理・廃棄についてルール化し院内に周知	a	A			A
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置								
1 業務運営体制の構築								
17 (1)効率的な業務運営の実現	・地方独立行政法人制度を生かした自律性、機動性に優れた効率的な業務運営体制の構築		・法人経営と病院運営に係る権限の明確化と役割分担を図ることによる迅速な意思決定体制を構築	a	A			A
18 (2)組織的な業務改善の取組	・診療実績・経営状況の共有化、業務改善セミナーや講演会の実施による職員の経営改善意識の向上		・原価計算の分析結果を基に、各診療科医師と病院長ヒアリングを実施 ・令和4年度診療報酬改定に関する院内セミナーを開催、延べ701人が受講 ・医事経営室職員と入院会計担当者(委託)の協働により、チェック表を用いた自主点検を月次で実施。請求データの精度の向上により、収益増に貢献	a	A			A
19 (3)市民との協働による病院運営の実施	・ボランティアとの協働による病院運営の実施 ・障害者雇用の促進のため院内での雇用創出	【障害者雇用率】 法定雇用率の充足	・感染拡大を考慮しながら、学生ボランティアとの協働活動等、一部を再開 <市民公開講座の中止、各ボランティア活動の自粛及び中止> ○障害者雇用率は2.9%と、法定雇用率を達成 ・病院見学会の実施、支援員の増員などスタッフの働きやすい環境の整備により、新たに3人の障がい者を採用	a	A			A



小項目	第2期中期計画 (計画期間:令和元年度～令和4年度) <H31.3策定>	令和3年度計画 <R3.3策定>	令和3年度業務実績報告書 <R4.6提出>			評価委員会の意見		(参考) 前回 R2 評価
	業務概要	【目標値】 [主な参考値]	業務実績 <新型コロナの影響>	自己評価 細目 小項目		内容	委員会 評価	
2 優れた人材の確保・育成								
20	(1)医療従事者の確保	・病院間の人材獲得競争が激化する中での医師及び看護師の確保、育成	【定員充足率】 研修医100% 専攻医50%以上	○研修医定員充足率は100%(募集定員12人フルマッチ) ○専攻医定員充足率は30.7%(4人/13人)と目標未達も、静岡県中部地区の充足率(23.3%)を上回る水準 ・オンライン説明会の他、看護師養成機関での就職説明会等への参加、実習の受入れ等を実施	a		B	A
21	(2)教育・研修への取組	・医療の質向上のための医療従事者のスキルアップを図る各種研修の充実		・コロナ禍のため開催方法や手段を変更し、院内各種研修を実施 ・看護師特定行為研修は、第一期生(5名)が研修を修了し、新たに第二期生4名(うち1名は外部からの受講生)が受講を開始	a		A	A
3 新たな働き方の実現を目指した職場環境の整備								
22	(1)働き方改革への取組	・「働き方改革」の実現に向けた職員の勤務負担の軽減や職場環境の整備	【医師の時間外時間】 45.0時間/月	○医師の平均時間外勤務時間は4.1時間/月と目標値を達成 ・外来アシスタントクラークの直雇用化による、柔軟な職員配置を実施 ・ハラスメント防止研修会の開催	a		A	A
23	(2)やりがいを引き出す人事・給与制度の整備	・職員の勤務意欲の向上のための適正な職員配置や人材育成		・国の経済対策に先がけ、「感染症直接従事手当」を「感染症従事手当」に改め、待機職員等を含めた幅広い職員に手当を支給 ・職員満足度調査での総合評価は2.92(5点評価)と前年度評価2.98と同水準で推移 ・「事務職員人材育成推進プロジェクト」を立ち上げ、教育研修プランを検討	a		A	A
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置								
1 健全経営の維持								
24	(1)経営基盤の確立	・持続可能な経営基盤の確立による中期目標期間の経常収支の黒字の維持	【経常収支比率】 95.0%以上 【資金収支比率】 100%以上	○経常収支比率は105.4%と目標値を上回り、1,196百万円の黒字を達成 (※病院運営に係る新型コロナウイルス感染症関連補助金を除いた場合、1,228百万円の赤字) ○資金収支比率は147.3%と目標値を上回る結果 ・医業収益は、前年度に比べ1,320百万円増の18,962百万円 ・医業費用は、体制維持のための職員増、薬品費・診療材料費の増加等により前年度に比べ1,286百万円増の20,524百万円	a		A	A
25	(2)収入の確保	・診療報酬改定への対応や適時適切な施設基準の取得等による安定的な収入の確保		・新型コロナウイルス感染症の影響により、入院・外来患者数は前年度と同水準で推移したものの、入院・外来単価はいずれも増額 ・保険証や限度額適用認定証の速やかな確認により未収金発生を事前に防止する「オンライン資格確認システム」を新たに導入 ・保険診療委員会を中心とした査定内容の再検証等の取組を実施 ・診療報酬改定対応のため機会損失の無いよう定期的に取得可否を検証	a		A	A
26	(3)費用の節減	・医薬品等の調達コストの削減等による費用の節減と合理化		・新型コロナ感染症医療体制を維持しながら、職員の適正配置に努め給与比率は49.4%に抑制(前年度実績 51.4%) ・医薬品価格交渉は年4回実施した結果、値引き率は17.03%(前年度実績 17.81%) ・職員の経営意識の醸成のため月次収支の詳細説明と協力事項の整理を実施	a		A	A
第5 その他業務運営に関する重要事項に係る目標を達成するためとるべき措置								
27	1 計画に基づいた効率的・効果的な投資	・計画に基づく高度医療機器の更新・新設及び施設整備等の実施		・総合医療情報システム(電子カルテ)を更新し、令和3年5月より稼働 ・ネットワーク機器の更新により院内Wi-Fiの不感エリアの解消など通信の安定性が向上 ・購入計画に基づいた生体情報モニターや一般X線撮影装置等の整備 ・新型コロナウイルス感染症対策として、ネーザルハイフローシステム、血液浄化装置(CHDF)、体外式膜型人工肺、簡易陰圧装置等を整備	a		A	A

＜評価基準＞	
S	中期目標期間の終了時に見込まれる中期計画の実施状況が所期の目標を上回る成果が得られている
A	中期目標期間の終了時に見込まれる中期計画の実施状況が所期の目標をおおむね達成している＜標準＞
B	中期目標期間の終了時に見込まれる中期計画の実施状況が所期の目標を下回っている
C	中期目標期間の終了時に見込まれる中期計画の実施状況が所期の目標を大幅に下回っている

小項目	第2期中期計画 (計画期間:令和元年度～令和4年度)	業務実績見込報告書				評価委員会の意見		
	業務概要	R1 市評価	R2 市評価	R3 自己評価	主な業務実績(令和元年度～令和4年度)	通期見込 自己評価	内容	委員会 評価
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置								
1 静岡病院が担うべき医療								
1	(1)地域の特性に配慮した医療の確立と提供	A	A	A	・目標値である紹介率は86.4%～86.7%、逆紹介率は135.9%～144.0%で推移 ・「イーチューネット」、「ふじのくにねっと」を活用し、病診連携・病病連携を推進 ・新型コロナウイルス感染症に感染した患者、緊急性の高い患者等の対応のため総合相談センターを中心に入退院支援を実施	A		
2	(2)救急医療	S	S	A	・目標値である救急搬送患者数は5,759人～5,999人で市内最多を維持、重症患者の受入実績はDPC救急医療係数66.0～66.1で県内最大値を維持 ・救急医療体制協議会に参加し、静岡県をはじめ静岡市静岡医師会、静岡市清水医師会、静岡市消防局、近隣医療機関と情報を共有し、連携を強化 ・救急科を中心に「断らない救急」をモットーに365日24時間体制で質の高い医療を提供 ・不応需事例について、毎月の救急業務委員会において妥当性を検証	S		
3	(3)感染症医療	S	S	S	・新型コロナウイルス感染症対策では、県内で最も早くECMO(エクモ/体外式膜型人工肺)を適用した治療を実施 ・院内にCOVID-19対策本部を新たに設置し、情報の共有と迅速な意思決定により感染対策に対応 ・感染症患者受入れを想定した365日24時間受入可能な看護体制を維持・防護服の着脱指導や訓練による院内感染対策の徹底 ・全職員を対象とした院内感染対策講演会を毎年開催	S		
4	(4)周産期医療・小児医療	A	A	A	・必要に応じ分娩時に小児科医師が立ち会う等、24時間適切な医療を提供できる体制を維持 ・感染症指定医療機関として、新型コロナウイルス感染妊婦の受入体制を整備 ・新生児蘇生法(NCPR)講習会等の開催により、小児救急のスキルアップを実施	A		
5	(5)災害時医療	A	A	A	・災害対策本部立ち上げ訓練、夜間消防訓練、机上訓練など定期的に訓練を実施 ・医薬品や非常食、災害備蓄品等の更新と共に、発電機の始動確認や陰圧テント組立訓練を実施 ・災害医療派遣チーム(DMAT)の大規模地震時医療活動訓練等への参加 ・熱海市伊豆山土石流災害でのDMAT調整本部へのDMAT隊員派遣や、災害支援ナース及び理学療法士による現地での健康相談・医療処置等への参加	A		
6	(6)高度医療・専門医療	S	S	A	・血管造影検査装置(アンギオグラフィ)を3台体制から4台体制に増設 ・手術支援ロボット(ダ・ヴィンチ)による直腸がん手術の運用を新たに開始し、低侵襲医療を推進 ・新型コロナウイルス感染症の影響により制限を受ける中、疾患別地域連携パスを活用し、病診連携・病病連携を積極的に推進 ・就労支援相談会(がん相談支援センターとハローワークの共催)を毎月開催し、仕事と治療の両立に向けた支援を実施	S		
2 地域の医療機関等との機能分化及び連携強化								
7	(1)地域における診療機能と役割	A	A	A	・目標値である紹介率は86.4%～86.7%、逆紹介率は135.9%～144.0%と一定の水準を維持 ・静岡市静岡医師会、静岡市清水医師会等と連携し、疾患別地域連携パスを推進 ・入院患者の様々な問題を早期に把握し、退院後の療養の場で安心して生活が送れるよう、看護師や薬剤師等による入退院支援を実施	A		
8	(2)行政機関、在宅医療・介護との連携強化	A	A	S	・静岡市が運営する新型コロナワクチン集団接種会場にて医師、看護師及び薬剤師が従事 ・職員の知識、技術の向上のため、かかりつけ医認知症対応力向上研修への参加や外部講師を招いた院内研修会の開催 ・静岡市消防局と連携し、救急救命士や消防学校救急科救急隊員を対象とした病院実習を実施	A		

小項目	第2期中期計画 (計画期間:令和元年度～令和4年度)	業務実績見込報告書					評価委員会の意見	
	業務概要	R1 市評価	R2 市評価	R3 自己評価	主な業務実績(令和元年度～令和4年度)	通期見込 自己評価	内容	委員会 評価
3 市民・患者の視点に立った医療サービスの提供								
9	(1)患者中心の医療の提供	A	A	A	・外来ホールに総合相談窓口を増設し、患者や家族が相談しやすい環境を整備 ・管理栄養士による栄養指導を集団指導から個別指導に切り替え、よりきめ細かな指導を実施 ・継続的なリハビリテーションを提供するため、休日リハビリテーションを推進	A		
10	(2)市民への情報発信と公益に資する取組	A	A	A	・令和元年度に創立150周年記念式典を静岡市と共催し、同年度の静岡市民「からだ」の学校において当院の歴史や伝統について情報発信 ・院内広報誌の他、病院パンフレットの発行や妊婦を対象とした動画配信等を実施 ・新型コロナウイルス感染症によりイベント開催が制限される中、市内中学校を対象としたがん教育や病院出前講座等、感染対策を講じて開催	A		
11	(3)患者ニーズの把握及び迅速な対応	A	B	B	・全館案内やフロア案内を更新、新たに自立型案内板を設置 ・要望が多かった館内フリーWi-Fiを新たに導入 ・患者満足度調査の結果をもとに、多職種連絡委員会を中心に今後の満足度向上に向けた対策を検討(※令和4年度より、新たに患者満足度向上月間を設け、改善に向けた取り組みを実施) ・翻訳機や電話医療通訳サービスの導入により、外国人患者対応体制を整備	A		
12	(4)接遇に対する職員の意識向上	B	A	B	・目標値である患者満足度調査での接遇評価(概ね満足以上とした割合)は82.5%～87.0%の実績 ・患者満足度調査の結果を病院HPに掲載すると共に、多職種連絡委員会を中心に対策を検討(※令和4年度より、新たに患者満足度向上月間を設け、改善に向けた取り組みを実施) ・委託業者も含めた全職員を対象とした院内接遇研修を毎年開催 ・制服の定めがない事務部においてワーキンググループを立ち上げ、「身だしなみ基準」を作成	A		
4 組織力を生かした診療体制								
13	(1)部門を超えた連携の強化	A	A	A	・診療科、病棟でのカンファレンスの他、複数の診療科による合同カンファレンスを実施 ・多職種合同による部門連絡会及び多職種連絡委員会を定期的に開催し、情報共有と課題への対応など効率的な業務運営を実施	A		
14	(2)チーム医療	A	A	A	・より専門的な医療を提供するため、多職種が連携する医療チームにより活動 ・感染対策チームでの新型コロナウイルス感染症対応、褥瘡対策チームでの褥瘡発生率抑制に向けた取り組み、栄養サポートチームでの最適な栄養療法の提供など6チームにより実施	A		
5 安心・安全な医療の提供								
15	(1)医療安全対策	A	A	A	・目標値である医療安全講演会の受講率は89.7%～92.8%の実績 ・医療安全管理室を中心にインシデントレポートを確認し、事例ごとに各作業部会で検証 ・保安員を配置し、院内の患者トラブル等に対応 ・院内暴行対策研修会を毎年開催	A		
16	(2)法令・行動規範の順守(コンプライアンス)の徹底	A	A	A	・日常的な会計処理に係る内部統制の取り組みとして、顧問会計士による監査を実施 ・施設基準の適合性について関連部署によるセルフチェックを実施 ・事務職員を対象とした「契約事務・内部統制研修」を開催 ・個人情報保護委員会が中心となり、「個人情報保護重点取組月間」を設け各部門で活動	A		
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置								
1 業務運営体制の構築								
17	(1)効率的な業務運営の実現	A	A	A	・法人経営の議題を扱う「経営会議」と病院運営の議題を扱う「運営会議」を定期的に開催 ・部門連絡会を開催し、経営会議、運営会議での決定事項等を速やかに院内へ周知	A		
18	(2)組織的な業務改善の取組	A	A	A	・原価計算の分析結果をもとに、病院長と各診療科医師によるヒアリングを実施 ・請求データの精度向上を目的に、医事経営室職員と入院会計担当(委託)の協働により、チェック表を用いた自主点検を月次で実施 ・診療報酬改定等をテーマに、経営改善に向けた院内セミナーを毎年開催	A		
19	(3)市民との協働による病院運営の実施	B	A	A	・目標値である障がい者雇用率は令和2年度に2.8%と法定雇用率を達成、以降も同水準を維持(令和3年度2.90%(24人)) ・障がい者雇用推進のため、専用の執務室「虹色ステーション」を新たに設置 ・新型コロナウイルス感染症のため制限を余儀なくされるなか、継続的なボランティアの受け入れや、がん患者サロン「葵」を開催	A		

小項目	第2期中期計画 (計画期間:令和元年度～令和4年度)	業務実績見込報告書					評価委員会の意見	
	業務概要	R1 市評価	R2 市評価	R3 自己評価	主な業務実績(令和元年度～令和4年度)	通期見込 自己評価	内容	委員会 評価
2 優れた人材の確保・育成								
20	(1)医療従事者の確保	・病院間の人材獲得競争が激化する中での医師及び看護師の確保、育成	A	A	B	・臨床研修医(初期)充足率は目標値の100%を達成。専攻医充足率は、県中部地区では高水準を維持するが、目標値の50%を下回る実績 ・新型コロナウイルス感染症のためリクルート活動が制限される中、新たにオンラインによる個別説明会や看護師養成機関に向けた就職説明会を実施	A	
21	(2)教育・研修への取組	・医療の質向上のための医療従事者のスキルアップを図る各種研修の充実	A	A	A	・新採用職員を対象とした多職種合同研修を毎年開催 ・NPO法人卒後臨床研修評価機構(JCEP)による審査を受審し、4年間の認定を更新 ・令和2年度より看護師特定行為研修を新たに開講し、令和3年度に第一期生5名が研修を修了	A	
3 新たな働き方の実現を目指した職場環境の整備								
22	(1)働き方改革への取組	・「働き方改革」の実現に向けた職員の勤務負担の軽減や職場環境の整備	B	A	A	・目標値である医師の平均時間外勤務時間数は38.6時間/月～48.0時間/月の実績 ・医師の時間外縮減に向けて、変形労働時間制の活用や外部からの応援医師招聘等を実施 ・外来アシスタントクラークの直雇用化による柔軟な職員配置の実現 ・管理監督者を対象としたハラスメント防止研修会の開催	A	
23	(2)やりがいを引き出す人事・給与制度の整備	・職員の勤務意欲の向上のための適正な職員配置や人材育成	A	A	A	・職員の満足度や問題意識を把握するため全職員を対象とした職員満足度調査を実施 ・新型コロナウイルス感染症患者の診療、看護に従事する職員に対して手当を支給 ・看護師特定行為研修受講生の負担を軽減するため、修学資金貸与規程を新たに制定	A	
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置								
1 健全経営の維持								
24	(1)経営基盤の確立	・持続可能な経営基盤の確立による中期目標期間の経常収支の黒字の維持	A	A	A	・経常収支比率は目標値である95.0%以上を達成。資金収支比率も目標値である100%以上を達成。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも経常収支は黒字で推移 令和元年度 19百万円の黒字 令和2年度 1,222百万円の黒字 (新型コロナウイルス感染症関連補助金を除いた場合、1,019百万円の赤字) 令和3年度 1,196百万円の黒字 (新型コロナウイルス感染症関連補助金を除いた場合、1,228百万円の赤字)	A	
25	(2)収入の確保	・診療報酬改定への対応や適時適切な施設基準の取得等による安定的な収入の確保	A	A	A	・請求漏れ防止策の強化と請求データの精度管理等を目的に、医事経営部医事経営室を新設 ・保険証や限度額適用認定証の速やかな確認により未収金発生を事前に防止する「オンライン資格確認システム」を新たに導入 ・保険診療委員会を中心とした査定内容の再検証等を実施	A	
26	(3)費用の節減	・医薬品等の調達コストの削減等による費用の節減と合理化	A	A	A	・医薬品費、診療材料費抑制のため民間アドバイザー同席による価格交渉やベンチマークシステムを活用した交渉の実施 ・経営会議において月次収支を報告すると共に、部門連絡会にて経営状況に関する情報を各部門と共有	A	
第5 その他業務運営に関する重要事項に係る目標を達成するためとるべき措置								
27	1 計画に基づいた効率的・効果的な投資	・計画に基づく高度医療機器の更新・新設及び施設整備等の実施	A	A	A	・血管造影検査装置(アンギオグラフィー)やMRI等高度医療機器を投資計画に基づき整備 ・新型コロナウイルス感染症対策として体外式膜型人工肺、簡易陰圧装置等を整備 ・館内フリーWi-Fiを新たに設置 ・総合医療情報システム(電子カルテシステム)を更新し、令和3年度より運用開始	A	

地方独立行政法人制度は、設立団体の長から地方独立行政法人に対し中期目標を指示することにより法人が達成すべき業務運営の目標を付与し、法人がこの中期目標に基づいて中期計画を作成しこれに基づいて計画的に業務を遂行していく仕組みを採用している。

## 1 中期目標とは

- 市長が、地方独立行政法人である静岡病院に指示する、達成すべき業務運営に関する目標
- 静岡病院は、指示された目標を達成するための計画（中期計画）を策定
- 市長が、静岡病院の業務実績を評価する際の基準となるもの

（参考）地方独立行政法人法（抄）

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

(1) 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)

(2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

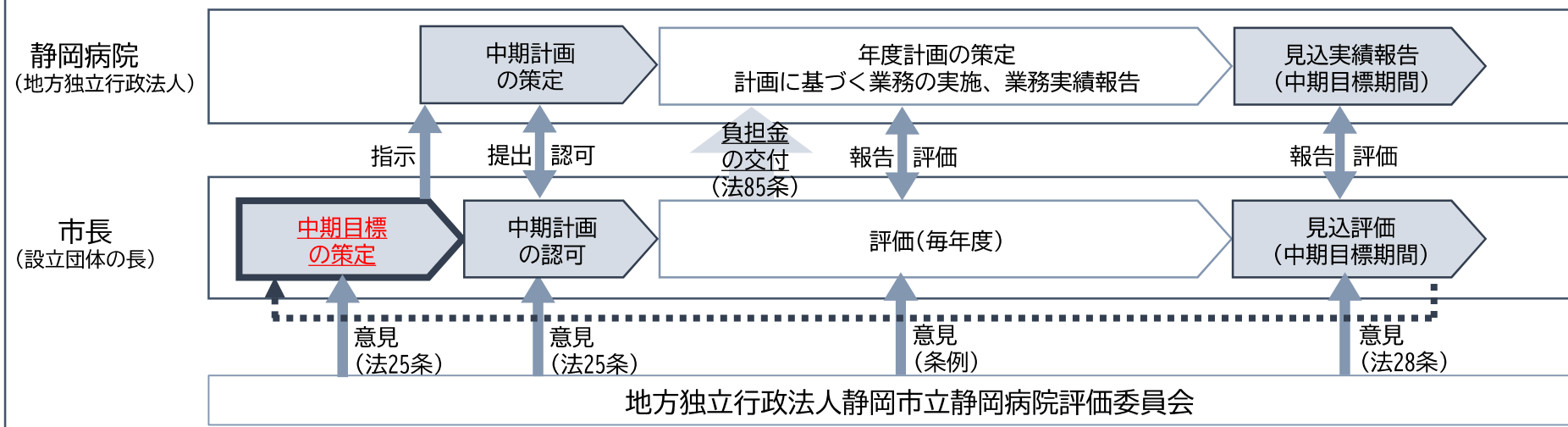
(4) 財務内容の改善に関する事項

(5) その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

## 2 地方独立行政法人制度におけるPDCAサイクルの仕組み

・市長が作成した中期目標に基づき、静岡病院は中期計画を策定する。中期目標及び中期計画にしたがって実施された事業の実績は、市長が評価を行い、その結果を議会に報告するとともに業務運営の改善に適切に反映する。目標期間の最終年度には、終了時見込評価を実施し、次期中期目標の策定に反映する。



# ○ 公立病院経営強化ガイドラインについて

(総務省新公立病院改革ガイドライン、公立病院経営強化ガイドライン)

## H27.3 新公立病院改革ガイドライン

### (1) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

- ・地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割
- ・一般会計負担の考え方
- ・医療機能等指標に係る数値目標
- ・住民の理解

### (3) 再編・ネットワーク化

### (4) 経営形態の見直し

### (2) 経営の効率化

- ・経営指標に係る数値目標の設定
- ・経常収支比率に係る目標設定の考え方
- ・目標達成に向けた具体的な取組
- ・経営強化プラン対象期間中の各年度の収支計画等

## R4.3 公立病院経営強化ガイドライン

### (1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・機能分化・連携強化(新規)
- ・医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標
- ・一般会計負担の考え方
- ・住民の理解のための取組

### (2) 医師・看護師等の確保と働き方改革(新規)

- ・医師・看護師等の確保
- ・臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保
- ・医師の働き方改革への対応

### (3) 経営形態の見直し

### (4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組(新規)

### (5) 施設・設備の最適化(新規)

- ・施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・デジタル化への対応

### (6) 経営の効率化等

- ・経営指標に係る数値目標
- ・経常収支比率及び修正医業収支比率に係る目標(項目追加)
- ・目標達成に向けた具体的な取組
- ・経営強化プラン対象期間中の各年度の収支計画等

令和4年7月13日

## 地方独立行政法人静岡市立静岡病院 第3期中期目標 素案

## 目次

## 前文

## 第1 中期目標の期間

## 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 1 地域における役割・機能と担うべき医療
  - (1) 静岡病院が担う役割・機能
  - (2) 静岡病院が担うべき医療（高度医療・専門医療、救急医療、感染症医療、災害時医療等）
- 2 患者の視点に立った信頼される医療の提供
  - (1) 患者中心の医療の推進
  - (2) 医療安全対策
  - (3) 患者サービスの向上
- 3 医療従事者の確保と働き方改革
  - (1) 医療従事者の確保
  - (2) 医師等医療従事者の働きやすい環境づくり
- 4 地域との連携
  - (1) 地域の医療機関との連携
  - (2) 市や関係機関等との連携
  - (3) 市民への情報提供

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 効率的な業務運営等
- 2 教育研修の充実
- 3 職員の勤務意欲の向上
- 4 事務部門の強化

## 第4 財務内容の改善に関する事項

- 1 経営指標に係る数値目標の設定
- 2 収入の確保及び費用の節減

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 法令等の遵守
- 2 施設・医療機器等の更新

## 下線部分は「公立病院経営強化ガイドライン」

### 前文

#### 第1 中期目標の期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間とする。

#### 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

##### 1 地域における役割・機能と担うべき医療

###### (1) 静岡病院が担う役割・機能

医療需要の変化への対応等を迫られる厳しい環境の中、国等の医療政策の動向を十分に踏まえ、誰一人取り残さない地域医療の安定的な提供と健全な病院経営の両立を図りつつ、質の高い医療を提供していくこと。

また、地域医療構想等を踏まえ、高度な急性期医療を担う中核病院として、市内の医療提供体制において果たすべき役割や機能を明確に示していくこと。

###### (2) 静岡病院が担うべき医療

###### (高度医療・専門医療等)

地域における心臓・血管疾患治療の中心的な役割を担ってきた伝統と実績を踏まえ、引き続き、高度で専門的な医療を提供すること。

また、地域がん診療連携拠点病院として、患者の病態に応じた先進的で質の高いがん医療を提供すること。

さらに、今後の医療需要の動向を注視しながら、市内の医療の提供状況や医療ニーズの変化に対応した医療を提供すること。

###### (救急医療)

本市の救急医療が逼迫する中、より高次の救急医療を担う体制を構築し、関係医療機関との連携・協力を一層推進することにより、市立病院として、引き続き、本市の救急医療体制の中心的な役割を担うこと。

###### (感染症医療)

本県で唯一の第一種感染症指定医療機関として、感染症患者（第一類）の受入体制を維持するとともに、患者発生時においては市及び関係機関と連携し、入院治療等の対応を行うこと。

また、新興感染症患者の対応については、引き続き、関係機関と連携・協力しながら、地域の感染症医療における中核的な役割を果たすこと。これまでの経験をもとに、新興感染症等の感染拡大時の対応に資するよう平時から



の機能整備に取り組むこと。

(災害時医療)

市民の安全・安心を守るため、災害拠点病院として、大規模災害の発生に備え、必要な人的・物的資源を確保し、対応マニュアル等の整備及びこれに基づく訓練を行うこと。また、大規模災害発生時には、迅速かつ的確に医療救護活動や人的・物的支援に努めること。

## 2 患者の視点に立った信頼される医療の提供

### (1) 患者中心の医療の推進

患者に信頼される病院として、診療情報を適切に管理するとともに、患者への十分な説明と同意のもとに医療を提供すること。

### (2) 医療安全対策

患者に対し、安全・安心な医療を提供するため、職員全員が医療安全への意識を高めるとともに、医療事故・院内感染の予防や再発防止に向けた取組を組織的に行うこと。

### (3) 患者サービスの向上

日頃から患者のニーズを意識し、対応策や改善策を迅速かつ的確に講ずることで、患者満足度の向上を図ること。また、職員一人ひとりが、患者に寄り添った対応ができるよう、職員の接遇向上を図ること。

## 3 医療従事者の確保と働き方改革

### (1) 医療従事者の確保

持続可能な地域医療の確保のため、優れた知識と専門性を有する医療従事者の確保に努めること。

特に医師については、教育研修・研究機能の充実や勤務環境の整備等により、中長期的な視野で人材の確保に努めること。

### (2) 医療従事者の働きやすい環境づくり

医療従事者の健康を維持し、ワーク・ライフ・バランスを確保するため、勤務負担の軽減、柔軟な勤務形態の整備など、職場環境の整備に努めること。特に医師の時間外労働上限規制には、確実に対応すること。

## 4 地域との連携

### (1) 地域の医療機関との連携

地域の基幹病院として、持続可能な地域医療提供体制の確保に資するよう、必要に応じて他の医療機関等との機能分化や連携強化を図ること。

また、地域医療支援病院として、地域の医療機関との適切な役割分担のもと、医療機能や役割に応じて患者の紹介を受け、又は逆紹介を行うなど、地域の医療機関との連携を図ること。

#### (2) 市や関係機関等との連携

市立病院として、地域の医療機関等の感染予防対策の支援、救急医療における関係病院間の調整の主導など、市の医療政策のパートナーとしての役割を引き続き果たしていくこと。

また、市その他の関係機関等と連携した事業の実施や協力を通じて、地域医療をオール静岡で支えていくこと。

#### (3) 市民への情報提供

病院の経営状況、診療・治療実績、疾病に関する情報等、市民に有用な情報を迅速かつ正確に発信すること。また、医療に関する知識の普及のため、市内の教育機関等と連携し、医療教育をさらに推進していくこと。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

#### 1 効率的な業務運営等

医療環境の変化に柔軟かつ的確に対応し、自律性、機動性に優れた効率的な業務運営体制の構築を図ること。また、法人内の人的資源が効率的かつ有効に機能するよう各部門の自由闊達なコミュニケーションにより、組織力を十二分に発揮し、業務運営体制の強化を図ること。

職員全員が業務運営に関する意識を高め、組織として業務改善に継続的に取り組むこと。また、部門別の目標による管理や外部評価の活用により業務運営の改善を図ること。

#### 2 教育研修の充実

職員のスキルアップを図るため、体系的な部門別研修、テーマ別研修等を充実させること。

#### 3 職員の勤務意欲の向上

職場環境を整備し、職員の自己啓発への支援制度や能力・勤務実績が認められる仕組みを整備することで、職員の勤務意欲を向上させ、組織の活性化を図ること。

#### 4 事務部門の強化

事務職員の計画的な採用とともに、研修や人事管理等の仕組みの構築等を通

して、病院経営、医療に関する制度等に精通した専門性の高い事務職員を確保し、育成していくこと。

#### 第4 財務内容の改善に関する事項

##### 1 経営指標に係る数値目標の設定

地方独立行政法人法等に基づく政策医療等に係る運営費負担金の受入れの下、第3期中期目標期間を通じて、経営の健全化を図ること。

経常収支比率については、第3期中期目標期間の収支において、経常収支比率100%以上とする数値目標を設定すること。

##### 2 収入の確保及び費用の節減

収入増加に繋がる診療体制の確保や効率的な病床利用に努めるとともに、診療報酬改定、患者の動向等の医療環境の変化に的確かつ迅速に対応し、安定的な収入確保を図ること。

また、職員全員がコスト意識を持ち、効率的な業務運営に努めること。人件費及び材料費の管理、材料の調達コストの削減等を通して、費用の節減を図ること。

#### 第5 その他業務運営に関する重要事項

##### 1 法令等の遵守

医療法等の関係法令を遵守し、行動規範の確立及び実践により、適正な業務運営を行うこと。また、個人情報保護、情報公開に関して、法令や国のガイドラインに基づき、適切に対応すること。

##### 2 施設・医療機器等の更新

今後の医療需要の変化や地域の実情を踏まえ、長期的な視点をもって、病院施設・設備の長寿命化や更新を計画的に実施すること。

特に老朽化した施設の再整備については、病院の将来の目指す姿を見据え、市と十分に連携を図りながら検討を進めること。

医療機器の導入や更新については、費用対効果等を検証した上で計画的に行うこと。

第2期中期目標と第3期中期目標素案の対比について

<b>第3期中期目標素案の項目構成の考え方</b>	
①	コロナ禍の中、第3期中期目標を策定するにあたり、総花的な目標とせず、強みを活かした病院経営をしてほしいという姿勢で作成
②	「公立病院経営強化ガイドライン」記載の重要な事項を記載（具体的な業務内容は、静岡病院が第3期中期計画に記載）
③	業務実績報告書や評価書において、内容の重複している項目を整理・統合（27項目から18項目へ）
④	「第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」は、中項目を、医療の提供、患者、医療従事者、地域に再整理

第3期中期目標 項目 (令和5年度から令和8年度までの4年間)	第2期中期目標 項目 (令和元年度から令和4年度までの4年間)	業務実績見込報告書				見込	
		市評価		自己評価			
		R1	R2	R3			
<b>第1 中期目標の期間</b>							
<b>第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>							
<b>1 地域における役割・機能と担うべき医療</b>							
1	(1)静岡病院が担う役割・機能	第2 1 (1)地域の特性に配慮した医療の確立と提供	A	A	A	A	1
2	(2)静岡病院が担うべき医療(高度医療・専門医療、救急医療、感染症医療、災害時医療等)	第2 1 (2)救急医療	S	S	A	S	2
		第2 1 (3)感染症医療	S	S	S	S	3
		第2 1 (4)周産期医療・小児医療	A	A	A	A	4
		第2 1 (5)災害時医療	A	A	A	A	5
		第2 1 (6)高度医療・専門医療	S	S	A	S	6
<b>2 患者の視点に立った信頼される医療の提供</b>							
3	(1)患者中心の医療の推進	第2 3 (1)患者中心の医療の提供	A	A	A	A	9
4	(2)医療安全対策	第2 5 (1)医療安全対策	A	A	A	A	15
5	(3)患者サービスの向上	第2 3 (3)患者ニーズの把握及び迅速な対応	A	B	B	A	11
		第2 3 (4)接遇に対する職員の意識向上	B	A	B	A	12
<b>3 医療従事者の確保と働き方改革</b>							
6	(1)医療従事者の確保	第3 2 (1)医療従事者の確保	A	A	B	A	20
7	(2)医師等医療従事者の働きやすい環境づくり	第3 3 (1)働き方改革への取組	B	A	A	A	22
<b>4 地域との連携</b>							
8	(1)地域の医療機関との連携	第2 2 (1)地域における診療機能と役割	A	A	A	A	7
9	(2)市や関係機関等との連携	第2 2 (2)行政機関、在宅医療・介護との連携強化	A	A	S	A	8
10	(3)市民への情報提供	第2 3 (2)市民への情報発信と公益に資する取組	A	A	A	A	10
		第3 1 (3)市民との協働による病院運営の実施	B	A	A	A	19
<b>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</b>							
11	1 効率的な業務運営等	第3 1 (1)効率的な業務運営の実現	A	A	A	A	17
		第3 1 (2)組織的な業務改善の取組	A	A	A	A	18
		第2 4 (1)部門を超えた連携の強化	A	A	A	A	13
		第2 4 (2)チーム医療	A	A	A	A	14
12	2 教育研修の充実	第3 2 (2)教育・研修への取組	A	A	A	A	21
13	3 職員の勤務意欲の向上	第3 3 (2)やりがいを引き出す人事・給与制度の整備	A	A	A	A	23
14	4 事務部門の強化						
<b>第4 財務内容の改善に関する事項</b>							
15	1 経営指標に係る数値目標の設定	第4 1 (1)経営基盤の確立	A	A	A	A	24
16	2 収入の確保及び費用の節減	第4 1 (2)収入の確保	A	A	A	A	25
		第4 1 (3)費用の節減	A	A	A	A	26
<b>第5 その他業務運営に関する重要事項</b>							
17	1 法令等の遵守	第2 5 (2)法令・行動規範の順守(コンプライアンス)の徹底	A	A	A	A	16
18	2 施設・医療機器等の更新	第5 1 1 計画に基づいた効率的・効果的な投資	A	A	A	A	27